

第3章 整備基本計画

※各整備項目の内、概ね5年間で事業を実施するものは[短期事業]、概ね5年から10年で実施するものは[中期事業]、概ね10年から15年で実施するものは[長期事業]とした。

第1節 分野別整備計画

第1項 保存に関する整備計画

(1) 松林の保全をするための整備計画（クロマツ林管理計画）

平成30年度の樹木調査及び令和元年度に実施する「毎木調査」の結果を踏まえて、名勝指定基準であるクロマツ林の適正な維持管理を行っていくために必要となるクロマツ林管理計画を作成する。クロマツ林管理計画では、松林の生育に適した林床、立木密度等について解析し、名勝としての保全や活用のために必要となるクロマツ林の育成環境を改善する。【『クロマツ林管理計画』は第2編に記載】

(2) 眺望景観を保全するための整備計画

富士山をはじめとした、旧沼津御用邸苑地周辺の優れた景観を良好に見通すことができるように、クロマツ林管理計画を踏まえて、松林の適正な立木密度について検討し、必要に応じてクロマツの除伐採を実施する。また、旧沼津御用邸苑地自体も名勝として周辺から見られる関係にあることから、旧沼津御用邸苑地の優れた景観づくりを推進する必要があるため、旧沼津御用邸苑地の景観形成のあり方を整理する。

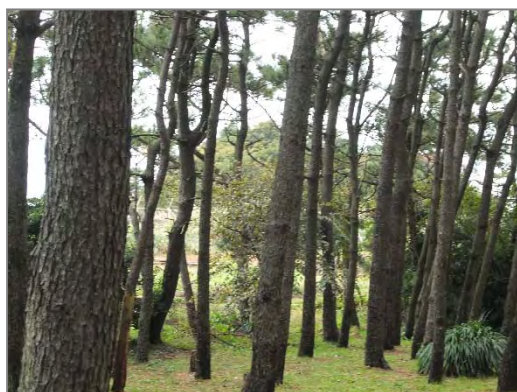
① 眺望景観整備の考え方

1) 通景眺望の確保 [短期事業]

旧沼津御用邸苑地内の通景眺望は、海岸防潮堤付近では駿河湾や松越しの富士山、牛臥山、大瀬崎など多様な景観を望めるが、松林の中からは樹木や海岸防潮堤によって美しい景観を眺めることができない。このため、今後の通景眺望について、以下の考え方を基に整備を行う。

◆基本的にはクロマツ林管理計画において、適切に行われた除伐採・補植により、樹間から牛臥山や旧御用邸時代の建造物等が見え隠れする景観を結果として得るものであり、必ずしも松林を伐採して展望地を設定して眺望を確保するものではない。このため、展望地を設定する場合は、毎木調査に基づくクロマツ林管理計画を基本とし、展望地確保のためだけの松の木の伐採は行わない。やむを得ず伐採を行う場合は、松林への影響がないことを確認する。

◆クロマツ林は、旧沼津御用邸苑地の内外を区分し、旧沼津御用邸苑地外とは異なる名勝としての雰囲気を守る役割を担っていることを踏まえ、整備を行うものとする。



〔西附属邸エリア北側からの牛臥山〕



〔樹間から見た西附属邸〕

2) 海岸眺望の確保〔短期事業〕

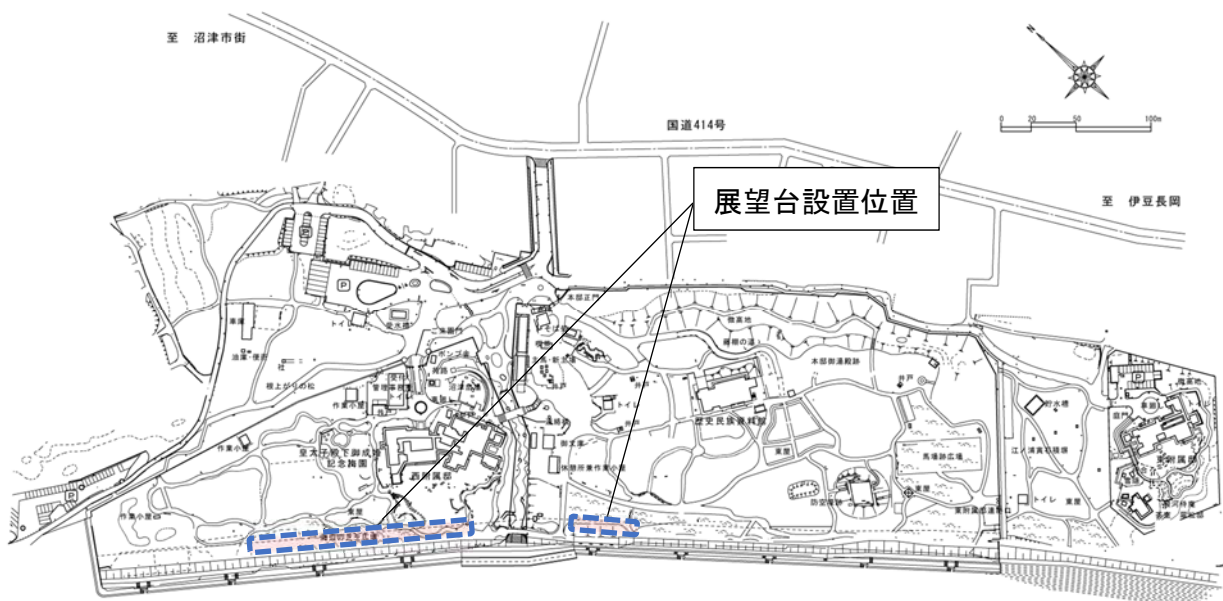
旧沼津御用邸苑地は、海岸沿いから広がる駿河湾や牛臥山、伊豆半島への眺望、松越しに望む富士山など多様な景観が展開し、近代に造営された沼津御用邸の風致景観が優れて保持されている。名勝の指定は、旧沼津御用邸苑地が近代日本における近郊海浜保養地の優れた風致景観を伝える事例として重要であり、名勝として指定することで、その保護を図っていくものであることから、海岸眺望の確保は、旧沼津御用邸苑地が有する風致景観を保護していくために欠かせないものである。このため、牛臥海岸高潮対策事業に伴う影響を最小限に留めるため、展望地点の設置や旧沼津御用邸苑地側の景観に配慮した覆土・芝張り等、必要な整備を行うものとする。

また、苑地内は、松が密集しているため、松の樹間から牛臥山や駿河湾の眺望景観を臨むことは難しい状態となっている。こうしたことから、今後の海岸眺望について以下の考え方を基に整備する。

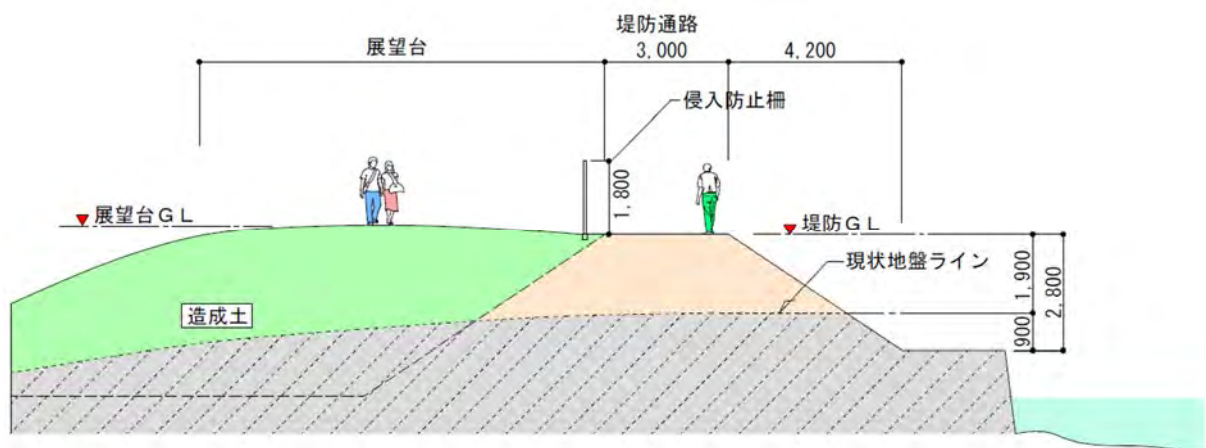
- ◆海浜エリアの眺望景観の検討は、嵩上げ工事を前提とする。
- ◆松林の保全を前提とした除間伐により、可能な限り通景を確保する。
- ◆旧沼津御用邸苑地側から利用可能な展望台を整備するとともに、嵩上げ後の防潮堤については、旧沼津御用邸苑地側に覆土や芝張りを行う等の景観に配慮した整備を行う。（旧本邸エリアは、防潮堤嵩上げ後も、現在と同様の眺望が望めるため、現在の眺望機能を残すものとする。また、西附属邸エリアについては、引き続き旧沼津御用邸苑地側から眺める駿河湾への眺望景観を確保するため、旧沼津御用邸苑地側から利用できる展望地を整備する。）

〔展望台整備概要〕

項 目	概 要
展望台設置位置	＊西附属邸エリア：1箇所 ＊旧本邸エリア：1箇所
付帯施設	＊階段、スロープ、進入防止柵、ベンチ



〔展望台設置位置の案〕



〔展望台イメージ図（断面図）〕

〔展望台設置位置現況〕



〔西附属邸エリアの畑〕



〔本邸エリアの芝地（上部にベンチ）〕

3) 海岸部進入防止柵の整備〔短期事業〕

進入防止柵の構造は木製と金属製が考えられる。木製は自然素材であり、旧沼津御用邸苑地の景観に調和していると考えられる。ただし、金属製に比べると構成部材寸法が大きいことから、視界を遮りやすくなる。一方、金属製は、一般的に耐久性は高いが、錆びる可能性があり、海岸部での利用には注意が必要である。こうしたことから視認性を重視するとともに、耐久性、経済性、景観との調和、維持管理の容易性などを総合的に判断して、「進入防止柵は金属製縦格子」とし、以下の考え方を基に整備する。

◆進入防止柵の高さは現状同様に物理的に進入を防止する柵とし、1.8mとする。

◆進入防止柵の設置位置は、嵩上げ後の防潮堤上にある遊歩道と同程度の高さに、進入防止柵の基礎部分を設置することを整備に係る基本的な考え方とするが、設置工法や管理に係る安全性等について、静岡県と沼津市で協議を行い、決定するものとする。

〈進入防止柵イメージ〉



〔アルミ進入防止柵〕



〔スチール進入防止柵〕

② 景観形成整備の考え方

旧沼津御用邸苑地内には旧御用邸時代建造物等と一体となった名勝としての松林の景観に調和しない施設等が存在する。こうしたことから、旧沼津御用邸苑地内の景観とまとまりのある良好なものとするために、景観形成について以下の考え方を基に整備する。

1) 周辺景観との調和が課題となる施設等の現状

各エリアにおいて、今後、周辺景観との調和が必要と考えられる施設等を以下に整理する。これらの施設等については、更新する場合に周辺の旧沼津御用邸苑地の景観になじむものとするとし、老朽化等により廃止する場合は、利用者への安全確保を考慮し解体撤去とする。

〔旧本邸エリア〕



〔パラソル〕



〔便所〕



〔歴史民俗資料館〕

〔東附属邸エリア〕



〔便所〕



〔作業スペース〕



〔作業小屋〕

〔西附属邸エリア〕

〔エントランスエリア〕



〔便所〕



〔油庫・便所〕

〔海浜エリア〕



〔防潮堤遊歩道舗装〕



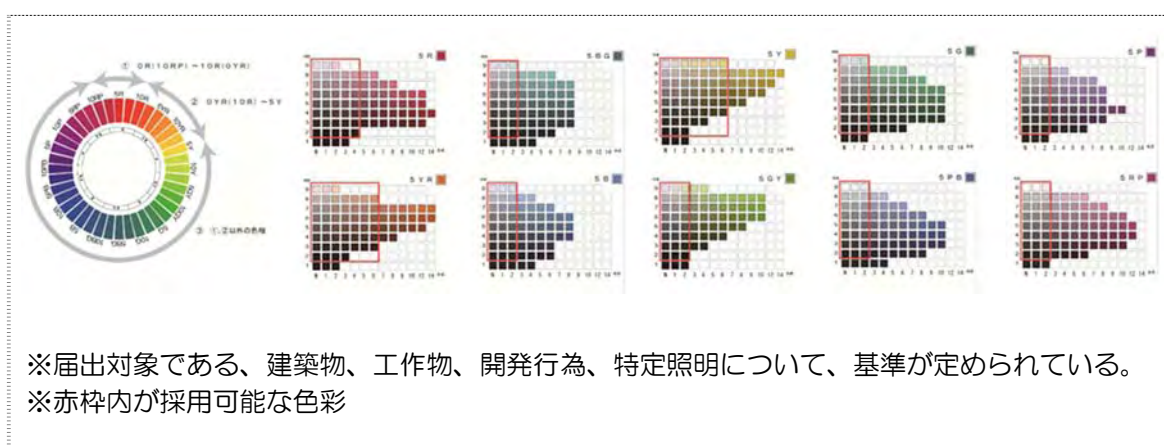
〔遊歩道〕

2) 景観形成方針〔中期事業〕

今後、更新・新設される建築物、構造物等については、デザイン、色彩、構造、階数等について、松林と御用邸が一体となって醸し出す景観に調和したものとする。

展望台などから目につく作業スペースなどについても、松林と一体となって醸し出す景観に調和したものとする。

なお、デザイン、色彩等を検討する場合には、「ぬまづの景観づくり（沼津市景観計画）」の制限内容等を参考とする。



〔（参考）沼津市景観計画色彩基準〕

(3) 御用邸時代の建築物・構造物を保存するための整備計画

建築物については、日常における利用頻度の高い西附属邸及び東附属邸を対象に、耐震診断・耐震化工事を実施する。あわせて、各種構造物についても必要な修復工事を実施する。

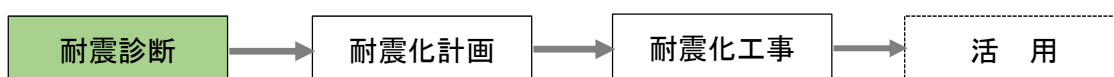
① 建築物耐震診断・耐震化工事の考え方

御用邸時代の建築物は、そのほとんどにおいて耐震性の有無が不明な状態にある。今後は、利用頻度が高い建築物を優先的に耐震診断・耐震化工事を実施していくとともに、劣化による修復等については、日常点検で確認を行い、きめ細やかに対応するものとする。なお、建築物耐震診断・耐震化工事については、次ページの考え方を基に整備するものとする。

1) 耐震診断・耐震化工事〔短期事業〕

利用頻度の高い西附属邸及び東附属邸を優先的に耐震診断・耐震化工事を実施する。耐震診断の結果により、耐震性に問題がある場合は、耐震化計画の策定及び耐震化工事を実施する。基本的には安全性の確保が第一であるが、現在の建物を大きく変えることがないように耐震化工事を行うものとする。

なお、必要に応じて耐震化計画の策定と並行して劣化調査を実施し、耐震化工事と一体的に修復工事を実施する。



〔耐震診断・耐震化工事の流れ〕

〔西附属邸耐震整備スケジュール〕

年度	整備内容
令和2年度	耐震工事に係る調査（現況建物調査、図面作成業務）
令和3年度	前年度の調査結果に基づく耐震診断
令和4年度	前年度の診断結果に基づく補強工事に係る関係者協議
令和5年度～7年度	耐震工事
備考	＊東附属邸は、西附属邸工事の完了後、同スケジュールで行うものとする。

2) 修復等〔中・長期事業〕

軽微な修復等については、日常点検において不具合等を確認し、不具合があった場合は、速やかに修復を実施する。

また、劣化の進行を踏まえ、大規模な修復の必要性が発生した場合は、計画的な修復を実施する。

災害等の発生により、大規模修復の必要性が発生した場合は、応急的な対策等を行い、その後、修復工事を実施する。

[御用邸時代の建造物の概要]

No.	建物名	延床面積 (㎡)	建設 年度	修復 年度	構造	活用の 有無	備考
旧本邸エリア							
①	厩舎（新主馬）	128.91	M29	H15	平屋 木造瓦葺	○ （多目的 ホール）	修復検討
②	厩舎（主馬）	89.24	M31	H8	平屋 木造瓦葺	○ （喫茶室）	修復検討
③	官舎	73.54	M26	H25	平屋 木造瓦葺	○ （そば処）	修復検討
④	御文庫	60.60	M29	H18	平屋 木造瓦葺	○ （倉庫）	修復検討
⑤	防空壕	61.99	S16	—	RC 造	△ （非公開） （上部は展 望地）	修復検討
東附属邸エリア							
⑥	東附属邸	605.88	M36	S46 H10	平屋 木造瓦葺	○ （貸会議 室）	
西附属邸エリア							
⑦	西附属邸	1,253.9 2	M38	S46 H7	一部2階 建て 木造瓦葺	○ （展示 施設）	
⑧	湯沸所	15.24	M41	H7	平屋 石造 スレート葺	×	修復検討
⑨	ポンプ舎	9.91	S12	—	平屋 木造瓦葺	×	修復検討
エントランスエリア							
⑩	車庫	146.93	T9	H6	木造	○ （倉庫）	修復検討
⑪	便所	1.65	T11	—	木造	×	修復検討
⑫	油庫	3.70	T9	—	石造	×	修復検討

■ : 耐震診断予定建造物

■ : 修復検討建造物

② 建造物その他改修整備の考え方

建造物における耐震診断・耐震化工事、修復以外には、バリアフリー工事、防火対策工事、快適性向上工事が挙げられる。これらについては、利用者等の動向を踏まえ、安全性の確保のため、計画的に各改修を実施する。ただし、実施にあたっては、名勝内の施設の保全として相応しい工法を検討し、改修の要否も含め、施設毎に判断するものとする。以下に、各改修の考え方を整理する。

1) バリアフリー工事〔中期事業〕

西附属邸、東附属邸を中心に、段差解消（スロープ設置）、多目的トイレの設置、音声案内装置の設置、点字ブロックの設置等のバリアフリー工事を実施する。

〈バリアフリーイメージ〉



〔スロープ設置の例〕

※日光田母沢御用邸（栃木県）



〔多目的トイレの例〕

※日光田母沢御用邸（栃木県）

2) 防火対策工事〔中・長期事業〕

スプリンクラー設置を実施する。その際、展示物への影響を考慮する。

3) 快適性向上工事〔中期事業〕

エアコン設置の可能性検討、活用に合わせて照明設備（LED化、展示物等へのスポットライト等）等、快適性向上工事を実施する。



〔展示物へのスポットライトの例〕

※日光田母沢御用邸（栃木県）

[スロープの基準]

※障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路(以下「利円滑化経路」という。)

◆当該利用円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものとする。

a 幅は、階段に代わるものにあつては 120 センチメートル以上、階段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上とすること。

b 勾こう配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。

c 高さが 75 センチメートルを超えるものにあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。

[静岡県福祉のまちづくり条例施行規則より抜粋]

③ 各種構造物修復整備の考え方

各種構造物については、日常点検において不具合等を確認し、不具合があった場合は、速やかに修復を実施する。

また、劣化の進行を踏まえ、大規模な修復の必要性が発生した場合は、計画的な修復を実施する。

災害等の発生により、大規模修復の必要性が発生した場合は、応急的な対策等を行い、その後、修復工事を実施する。

現時点で修復が必要と思われる構造物としては「木橋」と「防空壕」が挙げられる。構造物物の修復については以下の考え方を基に整備する。

1) 防空壕・本邸御湯殿跡等の修復〔中期事業〕

防空壕・本邸御湯殿跡等については、現状で劣化が著しいことから、劣化状況調査を実施し、あわせて、修復設計・修復工事を実施する。防空壕については修復の際、内部の公開を念頭に置く。

石橋、旧本邸エリアと東附属邸エリアとの境界にある江ノ浦寅石積堀については、今後、劣化状況をみながら、修復を実施する。



[防空壕]



[防空壕（小）]



〔本邸御湯殿跡〕



〔江ノ浦夷石積塀〕



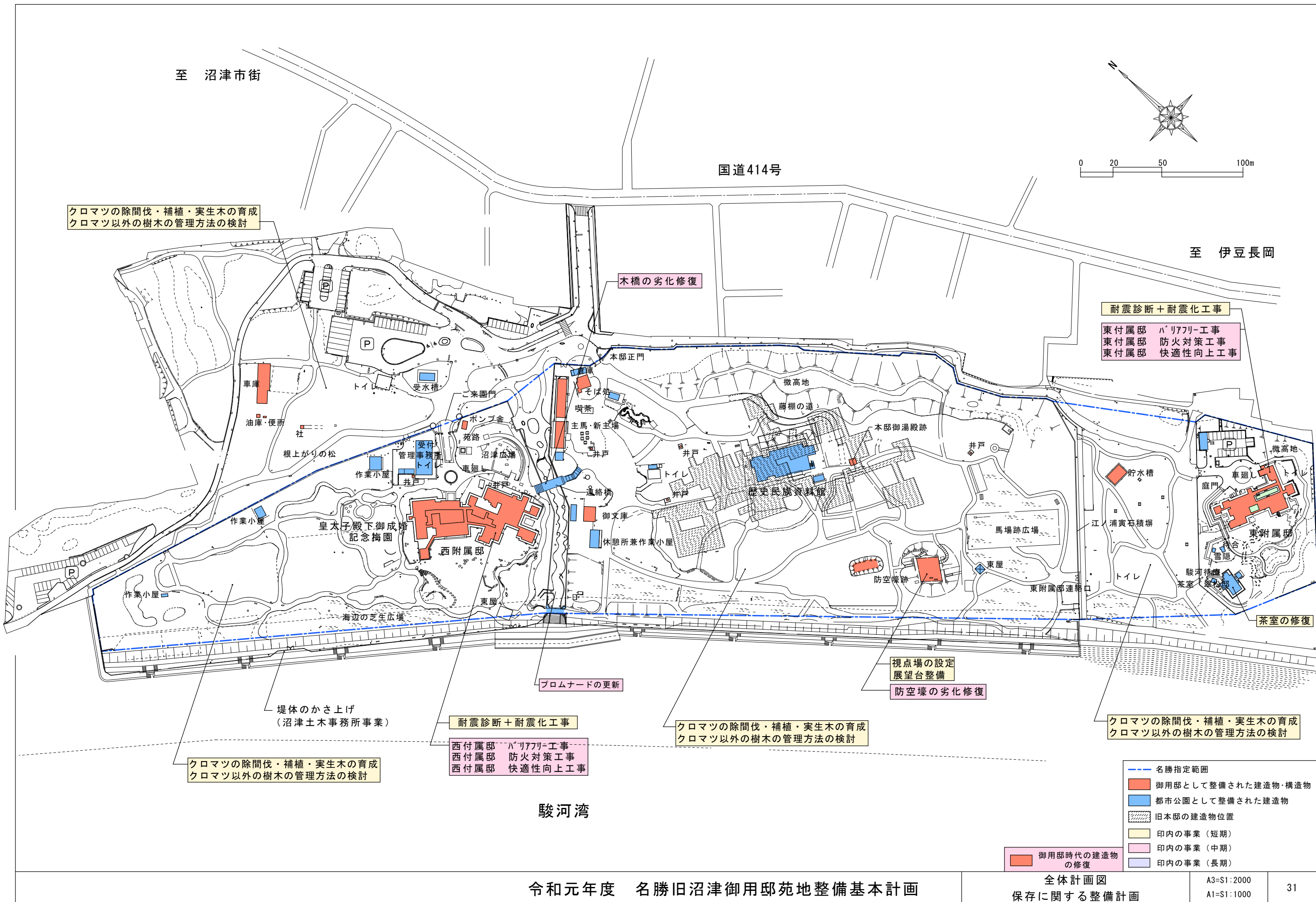
〔本邸正門〕



〔石橋〕



〔貯水槽〕



第2項 活用に関する整備計画

(1) 旧沼津御用邸苑地を活用するための整備計画

来訪者がスムーズに旧沼津御用邸苑地を見学できるように、外部を中心とした動線を設定する。また、各施設に関する説明について、文字・図面・写真等を用いて情報提供する手法を検討・整理する。さらに、来園者が快適に見学できるように、休憩施設・便所・ベンチの位置等を設定する。休憩施設・便所・ベンチ等については以下の考え方を基に整備する。

〔留意点〕

苑路、案内表示、休憩施設及びトイレに係る整備については、基本的には公園整備の一環として行うものとする。ただし、設置の目的や用途等に応じ、文化財整備としての該当性を検討するものとする。

① 動線整備の考え方

旧沼津御用邸苑地には現在、多くの苑路が配置されている。これらの苑路について各施設を巡りやすい動線を選定し、適宜、案内表示やベンチ、東屋等を設置する。動線整備については以下の考え方を基に整備する。

1) 回遊（見学）ルートの設定〔短期事業〕

各エリア内の主要回遊ルートを設定するとともに、エリア間を連絡するルートを設定する。基本的にエントランスエリアから西附属邸エリアをスタートとするルートを設定する。

ルート設定にあたっては、迂回路の設定やスロープ等の設置により、バリアフリー動線を確保する。

2) 苑路〔長期事業〕

旧本邸エリアの微高地部分の苑路は、自然のままの状態であり、一般の靴では歩きにくい状況となっている。このため、周辺の草刈り等とあわせて舗装を行う。舗装材には様々なものがあるが、周辺景観との同化と歩きやすさを考慮し、選定する。他の苑路については、現況で大きな問題がないこと、クロマツ林管理計画において苑路及び苑路周辺での除伐採や補植が必要となることも予想されることから、その結果を見て苑路舗装材の更新を実施する。

苑路は、高齢者や身障者等の利用にも配慮し、迂回路やスロープなどを整備する。

② 案内表示整備の考え方〔短期事業〕

案内表示は、和のまちなみや和風の公園などに適した「和風サイン」とシャープで和の要素との対比を楽しむ「金属製サイン」の2つが想定される。

「旧沼津御用邸苑地の将来像」や「整備の方針」等からは、和風サインの方が全体の景観等に調和すると考えられる。ただし、金属製サインは耐久性に富んでおり、歴史的構造物とは明確に区分できるため、文化財等の一部と間違われることが少なく視認されやすいというメリットもある。これらのことを総合的に判断し、採用する案内表示を選定する。案内表示については以下の考え方を基に整備する。

- ◆「苑内案内板」は、旧本邸、西附属邸、東附属邸、馬場に設置する。「施設説明案内板」は、西附属邸等の現存する施設のほか、旧本邸等の失われた施設についても跡地に設置する。「導標」は、苑路が分岐する場所で、かつ既存の導標が設置されていない場所等に設置する。
- ◆新規に設置される案内表示は、園内全域で、材質・デザイン等を調和したものとする。
- ◆既存の案内表示については老朽化が進んだ時点で必要箇所に設置するとともに、不要なものを撤去する。
- ◆案内板の表記についてはインバウンドも想定した多言語対応を図ることとし、利用の実態に応じた言語の選定を行うほか、ユニバーサルデザインを取り入れた、だれもがわかりやすい表示とする。

③ 休憩施設整備の考え方

1) 東屋〔短期事業〕

東屋は散策中の日除け、雨除けに欠かせない施設であるため、回遊ルートに沿って適宜配置する。老朽化が顕著な東屋についても改修する。

東屋の構造・形態・材質は旧沼津御用邸苑地の景観になじむ物とする。

2) ベンチ〔短期事業〕

現在の旧沼津御用邸苑地内には様々なタイプのベンチが設置されており、老朽化が著しいものも見受けられる。ベンチは耐久性を考慮しながら旧沼津御用邸苑地の景観に違和感のない、デザイン・材質等のベンチを回遊ルートに沿って適宜配置する。

④ トイレ改修の考え方〔短・中期事業〕

現在、園内には3ヶ所の公衆トイレがあるが、老朽化が進んでおり臭気があるとともに、身障者対応トイレもなく、デザイン等が周辺景観に馴染んでいないなど、多くの問題を抱えている。このため、計画的に建替えを行う。

(2) 公開・活用、管理・運営計画

現在の公開状況等を踏まえて、公開・活用の考え方や公開方法等について検討する。また、現在の管理・運営体制等を基に、管理・運営の考え方について検討する。さらに、まちづくりに寄与する、周辺の歴史文化施設等との連携方法等を検討する。

① 公開・活用の考え方

基本的に現況の公開・活用方法を踏襲するが、新たな活用の可能性についても検討する。公開・活用については以下の考え方を基に整備する。

1) 西附属邸の公開・活用〔中期事業〕

基本的には現状のとおり一般公開を基本とする。ただし、歴史民俗資料館が可能性として仮に移転・解体された場合には、一部の情報の受け皿とする。現在の展示物等については新たな展示物とあわせて、展示公開は密度を濃く集約（ICT化）する。西附属邸は展示と情報公開の場とし東附属邸は貸出スペースとして、利用者に分かりやすいように、その利活用方法を明確に区分する。



〔西附属邸内の展示物公開状況〕

2) 東附属邸の公開・活用〔中期事業〕

現在の会議室等としての貸出を基本としながら、新たな利用方法として、子どもたちの学習の場（教室）として活用する。

◆団体利用（学校の授業、校外学習）

◆個人利用（放課後等の勉強の場所）

その他、小規模な結婚式、各種祝い事、故人を偲ぶ会など様々な行事に貸し出す。その場合、適切な利用がなされるように、利用方法、片付け方法、ごみの処分方法（持ち帰り）、火器の取り扱い方法、料金支払い方法などを定めた利用上のルールを作る。

貸出の利用があるときには一般の見学者は東附属邸の内部を見学できないことから、一部について貸出利用時における一般開放を実施する。

また、東附属邸敷地内に立地している茶室については、現在、一般公開はされていない状況にある。利用されない建物は、その傷みの進行が早まることから、茶会等などの貸出利用がない際には一般公開を実施する。



〔東附属邸敷地内の茶室〕

3) 旧本邸の公開・活用〔長期事業〕

現状は、旧本邸がどこに建てられていたか、その大きさはどのくらいなのかが分からない状況にある。このため、車廻しと一体となった植栽（芝生＋縁石）による、当時の大きさのままの平面表示を行う。

また、エントランスエリア、旧本邸エリア、西附属邸エリア、東附属邸エリア、海浜エリアの回遊性を案内表示の充実等によりスムーズにし、松林の整備、眺望景観の確保、御用邸時代の建造物の整備、その他各種施設整備等により、各エリアの魅力を増加し、利用者を各エリアに呼び込む。



〈旧本邸の位置図〉

〈皇室ゆかりの施設の一部を復元した例〉



〔湖畔展望館（旧離宮の西洋館の復元）〕

※神奈川県立恩賜箱根公園（箱根町）

〈皇室ゆかりの施設の一部を改装し、展示スペースとして活用している例〉



〔記念館入口〕



〔展示スペース〕

※平成4年にできた新館の建物を改装してつくられた記念館（展示室）



享保8年（1723年）に建設された母屋
記念館から内部の拝観可

※秩父宮記念公園（御殿場市）

4) 防空壕の公開・活用〔中期事業〕

旧本邸エリア南側には大小2つの防空壕が現存している。現在は展望地として、その上部が展望台的な利用がなされている。防空壕に関する案内表示を充実させるとともに、宮内庁等の関係機関と協議し、修復工事を実施し安全性を確認した上で、公開に向けて調整を図っていく。

〈皇室ゆかりの防空壕を修復し、公開している例〉



〔秩父宮同妃両殿下防空壕入口〕



〔秩父宮同妃両殿下防空壕内部〕



〔将校用防空壕入口〕



〔将校用防空壕内部〕

※秩父宮記念公園（御殿場市）

② 管理・運営の考え方

管理・運営については以下の考え方を基に整備する。

1) 基本的な管理・運営手法〔短期事業〕

基本的に現況と同様に指定管理者制度で管理・運営を行う。

2) 今後の管理・運営手法の検討

ア 地域住民等と連携した管理・運営体制の確立〔中期事業〕

現在も実施されているボランティアによる清掃活動等をさらに充実し、地域住民等とも連携し、組織化を図る等新たな管理・運営体制を確立する。特に、落ち葉かきなどの松林の保全に必要な作業については、積極的な地域住民の協力を仰ぐ。

イ 民間活力を活用した事業手法の導入〔長期事業〕

ひとつの想定として、ビジターセンター等の新たな収益施設が導入された際には、民間との連携という観点から、PFI等の事業手法の導入を検討する。このような官民連携による民間の資金やノウハウを活かした事業が展開されることにより、新たな御用邸の活用(運営)方法の確立が期待できる。

PFIとは・・・

PFIとはプライベート・ファイナンス・イニシアティブの略

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方

【従来型とPFI型の事業手法の比較】

	従来型（個別業務委託）	PFI型※
概要	企画立案から事業運営まで全てを公共が実施。部分的な業務や工事を個別に民間事業者が発注	民間が「資金調達」と「設計、施工、維持管理・運営」を一括して実施
施設所有権	官	民
資金調達	官	民
設計	官	民
建設	官	民
維持管理	民	民
運営	民	民

※BOT方式（事業終了時に、施設所有権を自治体へ移転する方式）を想定

【類似する施設でのPFI導入例】

◆道立噴火湾パノラマパークビジターセンター等整備運営事業（北海道）

北海道の道立噴火湾パノラマパーク内の公園施設（管理事務所・多目的体育館・体験学習室・物販スペース・駐車場・オートキャンプ場等）の設計・建設・維持管理及び運営にPFI手法を採用したもの

◆神奈川県立近代美術館新館（仮称）等特定事業（神奈川県）

我が国で初めて美術館の整備にPFIを導入し、BOT方式（民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する事業方式）を採用。

これまでの美術館経営のノウハウを十分に生かしつつ、附帯事業・維持管理事業に関しては民間事業者のノウハウが生かせるような仕組みが作られた。

附帯事業として、葉山館の駐車場、喫茶・レストラン、ミュージアムショップの運営を義務付けた結果、民間事業者の創意工夫が発揮された提案が行われ、美術館利用者の利便性に寄与することとなった。

ウ 地域住民等のイベント等の場としての活用〔中期事業〕

旧沼津御用邸苑地と類似する皇室ゆかりの庭園である「三島市立公園楽寿園（国指定 天然記念物 名勝）」では、地域住民等のイベントの場として活用されているほか、のりもの広場やどうぶつ広場が整備され、子ども達などの利用も多くみられる。

地元住民や子ども達等の利用促進は、旧沼津御用邸苑地への愛着や歴史文化の意識の醸成・継承につながるものであり、旧沼津御用邸苑地においても、地元のイベント等の開催や子ども達等が楽しむことができる仕組み等を構築し、名勝としての本質を明確にしながら、旧沼津御用邸苑地を弾力的に活用する。

また、整備される展望台や苑路などについて、皇室ゆかりのネーミングなどを市民等へ公募するなど、旧沼津御用邸苑地に愛着をもてるイベントなどを企画する。

〈皇室ゆかりの庭園におけるイベント開催の例〉



〔2020. 01. 12 開催の三島ベジタブルフェスの様子〕

〈子ども達の利用も視野に入れた公園整備の例〉



どうぶつ広場



のりもの広場

※三島市立公園楽寿園（三島市）

③ 広域整備の考え方

1) 既存関連計画等における位置づけ

以下に、既存関連計画における旧御用邸の位置づけや広域で行われている旧御用邸に係る取り組みを整理する。

計画名等	概要
沼津港みなとまちづくり推進計画	沼津市の観光の中心となる沼津港においては、現在、「沼津港みなとまちづくり推進計画」を進めており、その中においても、沼津港と旧御用邸の連携の必要性が記述されている。 具体的には、千本松原、狩野川、沼津アルプスや御用邸など、沼津港周辺の自然や、文化・歴史施設等との連携を強化し、潮の音プロムナードや我入道の渡しの利用を促進するなど、沼津港の来訪者を周辺施設へいざなう。 市 HP 潮の音プロムナードより⇒   「場」の配置（案） [沼津港みなとまちづくり推進計画 より]

計画名等	概要
富士・箱根・伊豆 「皇室ゆかりの庭園」 ツーリズム	国土交通省では、地域の活性化と庭園文化の普及を図るため、各地域の複数の庭園の連携により、魅力的な体験や交流を創出する取組をガーデンツーリズムとして推進していくとしており、「沼津御用邸記念公園」「三島市立公園楽寿園」「恩賜箱根公園」「秩父宮記念公園」の4箇所が『富士・箱根・伊豆「皇室ゆかりの庭園」ツーリズム』に登録された。 「皇室ゆかりの庭園」を巡るという、新たな富士・箱根・伊豆地域の楽しみ方を発信することにより、本地域でのインバウンドを含めた観光客のさらなる増加及び周遊を図り、滞在時間を延ばすことで、宿泊・飲食・物販等の需要を喚起する。このように、本地域の新たな楽しみ方を地域から企画・発信するという着地型観光の視点から、地域の一層の活性化に貢献する。 令和元年度は、共通ポスターやチラシの作成、配布したとともに、共同イベントの開催、4公園を巡るツアーの企画などを実施した。

2) 広域整備の検討

以上のように、広域的な連携強化が望まれており、沼津御用邸記念公園も大きな役割を担うことが求められていることから、今後、具体的な連携方策について検討する。

ア 連携したイベントの検討〔短期事業〕

沼津港など市内で行われるイベント等とあわせ、旧沼津御用邸苑地においてもイベントを実施するなど、他のイベントとの連携したイベント開催等を実施する。

沼津港側からの「我入道の渡し」や「潮の音プロムナードの有効活用」もあわせ、イベント等を実施する。

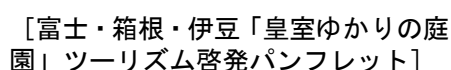
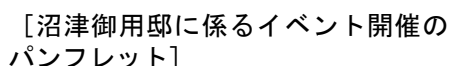
また、富士・箱根・伊豆「皇室ゆかりの庭園」ツーリズム協議会等を活用し、共同イベント等を充実する。



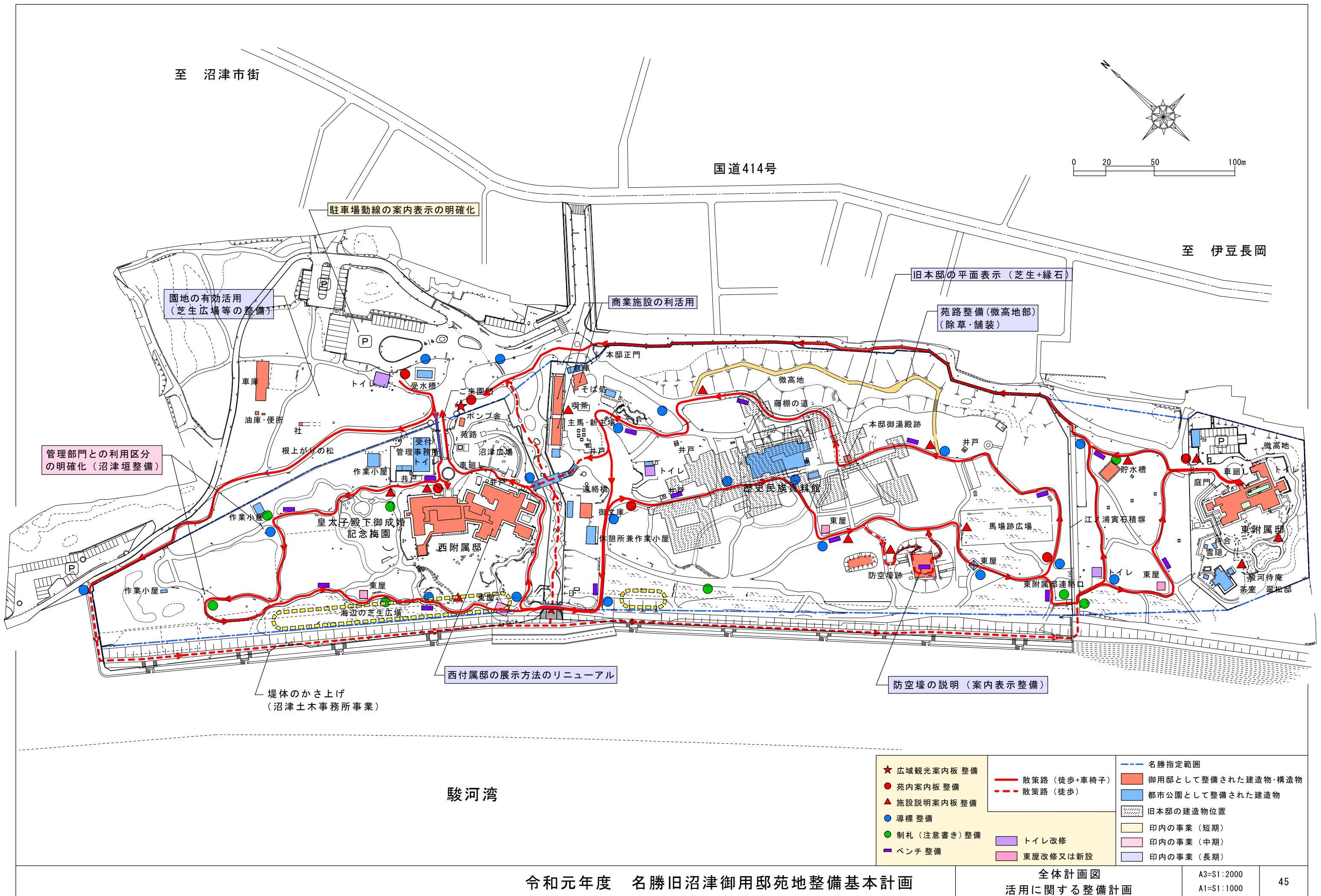
富士・箱根・伊豆「皇室ゆかりの庭園」ツーリズムにおいて実施されているスタンプラリー

旧沼津御用邸苑地 HP における旧沼津御用邸苑地の歴史・文化的価値やイベント等の情報発信とあわせ、既存観光施設等との連携による旧沼津御用邸苑地に関わる情報発信を強化する。

- ◆市の広報紙や HP 等での旧沼津御用邸苑地の情報発信の強化
- ◆観光協会等の関係団体との連携による情報発信の強化
- ◆「三島市立公園楽寿園」「恩賜箱根公園」「秩父宮記念公園」との連携による相互の情報発信の強化



旧沼津御用邸苑地を含む牛臥海岸周辺は、風光明媚な保養地として、かつては数多くの政財界人別荘が設けられていた。このような歴史的背景から、現在においても、旧沼津御用邸苑地が有する格調高い雰囲気は旧沼津御用邸苑地外でも感じることができ、また風致地区として指定された地域である。これらのことを踏まえ、当該地域は、現在有する雰囲気を将来においても引き続き感じることができるよう、整備を行うものとする。



第2節 エリア別整備計画

「保存活用計画」の旧沼津御用邸苑地全体の整備の方向性を受けて、「保存活用計画」で設定されている、5つの特徴あるエリア毎に、整備の内容を整理する。

第1項 A. 旧本邸エリア整備

旧沼津御用邸苑地のほぼ中央のエリアで、本邸が位置し、沼津御用邸の中心であった。本邸は空襲により焼失してしまったが、厩舎や防空壕、本邸正門や馬場跡などが現存している。また、本邸の跡地には歴史民俗資料館が設置されている。本エリアの整備内容及び整備時期を以下に整理する。

〔旧本邸エリア内における整備項目〕

整備項目	整備時期
◇海岸眺望の確保 【海浜エリア側芝地展望台、防空壕上部展望台】	短期事業
◇休憩施設の整備【トイレ】	短・中期事業
◇松林・芝生地の保全・活用	短・中期事業
◇防空壕・本邸御湯殿跡地等の修復と防空壕の公開	中期事業
◇歴史民俗資料館の利活用	中期事業
◇御用邸時代の建造物の修復 【厩舎（新主馬・主馬）、官舎、御文庫】	中・長期事業
◇苑路整備【微高地部】	長期事業
◇旧本邸の平面表示（芝＋縁石）	長期事業
◇商業施設の利活用	長期事業

(1) 松林・芝生地の保全・活用〔短・中期事業〕

このエリアは芝生面積が最も多く、松林の見通しも比較的良く、芝生と松林が一体となって良好な緑の景観を創り出している。今後はクロマツ林管理計画を踏まえて、この景観を保全・育成していく。特に芝生については、本エリアの特性であることから、旧本邸の平面表示に芝生を活用するなど、芝生面積を増やす整備を実施する。

このエリアには、西附属邸エリアとの間に遊歩道があり、エントランスエリアと海岸をつなぐ動線として地域住民に利用されている。さらに、地域住民のボランティア活動による草花の植栽も実施されている。一方で、遊歩道部のクロマツの根上りや旧御用邸と松林の景観に調和しないという意見も散見される。

将来、遊歩道を更新する際は、既存のモルタル石張りや花壇を見直し、御用邸として使用されていた時代の姿を彷彿とさせ、また旧沼津御用邸苑地の景観と調和したデザインによる整備を行うものとする。



〔旧本邸エリアの芝生と松林（海岸側）〕



〔旧本邸エリアの芝生と松林（馬場跡広場）〕



〔遊歩道（木橋付近）〕



〔遊歩道のクロマツの根上り〕

(2) 商業施設の利活用〔長期事業〕

本エリア北側には「そば処」と「喫茶」の商業施設が立地している。季節にもよるが閑散期には、利用が少ない状況にある。建物は御用邸時代の建造物であることから、それらを活かしたメニューの提供など新たな利活用を図る。

また、これらの施設は耐震性能が確認されていないことから、順次、耐震診断・耐震化工事を実施する。



〔旧本邸の馬屋を改装した喫茶主馬〕



〔旧本邸の馬屋を改装した新主馬（交流スペース）〕

(3) 歴史民俗資料館の利活用〔中期事業〕

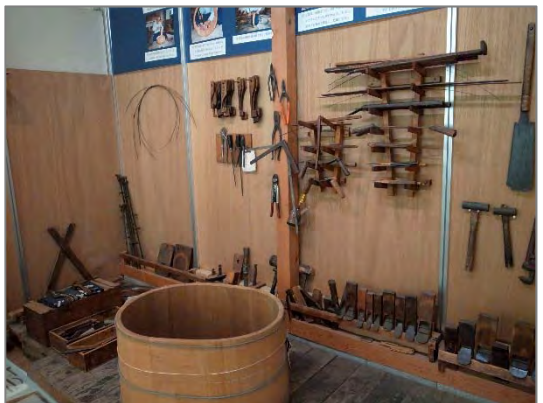
歴史民俗資料館の建物は、経年による老朽化が激しいこと、収蔵品の数が多く、適切な保管を維持することが困難であることが課題となっている。また、本資料館は、旧沼津御用邸に関する資料が少ないことも踏まえ、旧沼津御用邸苑地外への機能移転も視野に入れて進めていくものとする。



〔歴史民造資料館（外観）〕



〔歴史民造資料館付近の花壇〕



〔歴史民造資料館（内部展示スペース）〕

第2項 B. 東附属邸エリア整備

学問所として設置された東附属邸を中心としたエリアである。東附属邸は、沼津御用邸記念公園の一環として修復が行われた。その際、茶室（翠松亭）や庭園が整備され、一体的に貸室として利用されている。本エリアの整備内容及び整備時期を以下に整理する。

〔東附属邸エリア内における整備項目〕

整備項目	整備時期
◇東附属邸の耐震診断・耐震化工事	短期事業
◇庭園の維持管理と活用	短期事業
◇茶室の修復	短期事業
◇見学ルートの明確化	短期事業
◇休憩施設の整備【トイレ】	短・中期事業
◇東附属邸のバリアフリー工事	中期事業
◇東附属邸の快適性向上工事	中期事業
◇東附属邸の公開・活用	中期事業
◇東附属邸の防火対策工事	中・長期事業

(1) 庭園の維持管理と活用〔短期事業〕

東附属邸の庭園は他のエリアとは異なった落ち着いた雰囲気醸し出している。今後とも、植栽管理計画の作成などにより、適切な維持管理を進めるとともに、多くの人に利用してもらえるように、庭園の由来や庭園の見どころ、四季に庭園に咲く花々や木々で鳴く鳥の紹介等を記載した案内表示を設置する。



〔東附属邸の庭園〕



〔案内表示イメージ〕

(2) 茶室の修復〔短期事業〕

御用邸時代の建造物ではないが、趣のあるたたずまいとなっている。茶室としての利用だけでなく、日本文化の稽古の場等に積極的に活用していく必要がある。子どもたちの校外学習の場としての活用も考えられる。

なお、茶室については一部劣化がみられるところがあることから、劣化部分について早急に修復を実施する。

(3) 見学ルートの明確化〔短期事業〕

本エリアは、旧本邸エリアと江ノ浦寅石積塀により隔てられているため、つながりが薄い上に、エントランスエリアからの距離もあり、訪れる人も少ない状況にある。有料エリア、無料エリアの再設定とあわせて、他エリアとの一体感を創出するため、見学ルートを再設定し、あわせて東附属邸の内容を詳細に伝える案内表示を充実する。



〔旧本邸エリアと東附属邸エリアの境界にある江ノ浦寅石積塀〕



〔東附属邸エリアから海岸防潮堤に出る階段〕



〔旧本邸エリアから東附属邸エリアへ出る出口〕

第3項 C. 西附属邸エリア整備

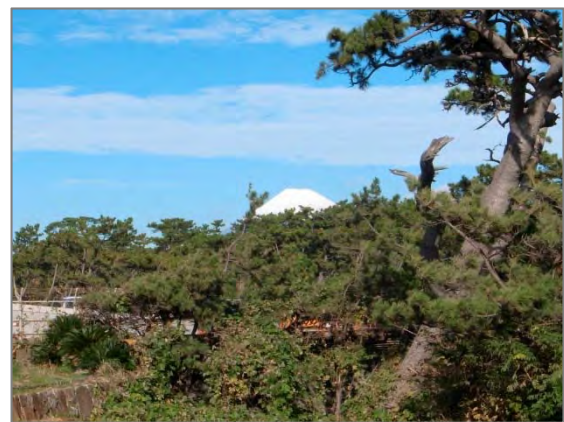
三親王用の御用邸としてとして設置された西附属邸を中心としたエリア。西附属邸は、沼津御用邸記念公園の整備の一環として修復が行われた。その際、管理事務所や梅園が整備されている。西附属邸内は御用邸時代の家具や調度品を展示するなど、見学施設として活用されている。本エリアの整備内容及び整備時期を以下に整理する。

[西附属邸エリア内における整備項目]

整備項目	整備時期
◇海岸眺望の確保【展望台整備】	短期事業
◇西附属邸の耐震診断・耐震化工事	短期事業
◇旧沼津御用邸苑地内でも優れた眺望景観の保全	短期事業
◇西附属邸の展示方法のリニューアル	中期事業
◇管理部門との利用区分の明確化	中期事業
◇西附属邸のバリアフリー工事	中期事業
◇西附属邸の防火対策工事	中期事業
◇西附属邸の快適性向上工事	中・長期事業
◇御用邸時代の建造物の修復等【湯沸所・ポンプ舎】	中・長期事業

(1) 旧沼津御用邸苑地内で最も優れた眺望景観の保全 [短期事業]

本エリアの北西部海岸側の一部からは、富士山の頂部及び牛臥山が望め、旧沼津御用邸苑地内松の樹間からは牛臥山が見ることができる。しかし、松が密集していることもあり、はっきりと見通せる状態にはなっていない。今後はクロマツ林管理計画を踏まえて、松の除伐採・補植により松林の保全・育成を前提として、この眺望景観を可能な限り保全する。



[富士見ポイントから望む富士山]

(2) 西附属邸の展示方法のリニューアルの検討 [中期事業]

西附属邸の中では、貴重な資料等が展示・説明されている。今後はさらに分かりやすく興味を引くような展示内容とするために、VRなどの先端技術の導入についても検討する。あわせて現在実施している案内ガイドのさらなる充実やガイドの養成講座の開講などソフト面でも対応する。

〈他の類似施設における展示方法〉



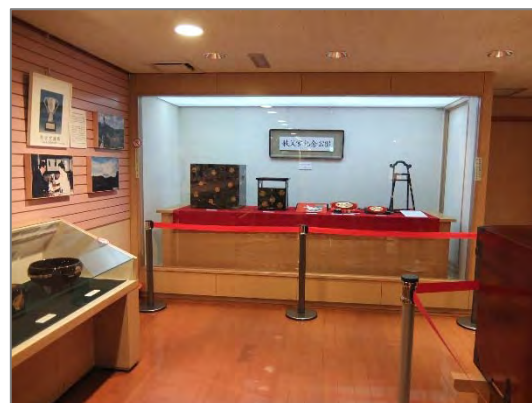
〔八王子城跡〕



〔五稜郭跡〕



〔浪岡城跡〕



〔秩父宮記念公園〕

(3) 管理部門との利用区分の明確化〔中期事業〕

本エリア北側には作業小屋が立地しており、様々な資材や間伐材、松葉の堆積もみられる。現況では一般者の利用エリアとの区別がされていない状況で、目隠しもなく露出されている。今後は区分を明確にし、沼津垣等で物理的に区分するなど、景観にも配慮しつつ、散策する利用者の安全性・快適性を確保する。



〔西附属邸エリアの作業スペース〕



〔西附属邸周辺に配置された沼津垣〕

第4項 D. エントランスエリア整備

御用邸時代の車庫や老朽化が著しい油庫、便所が現存している。塀外ではあるものの、沼津御用邸の敷地として一体的に利用されていた。沼津御用邸記念公園の駐車場として使用されている。本エリアの整備内容及び整備時期を以下に整理する。

[エントランスエリア内における整備項目]

整備項目	整備時期
◇駐車場動線の案内表示の明確化	短期事業
◇休憩施設の整備【トイレ】	短・中期事業
◇バリアフリー化への対応【トイレ】	短・中期事業
◇御用邸時代の建造物の修復【車庫、便所、油庫】	中・長期事業
◇園地の有効活用【芝生広場等の整備】	長期事業

(1) 駐車場動線の案内表示の明確化 [短期事業]

本エリアには駐車場が整備されているが、案内があいまいで駐車や進出入に迷う場合がある。また、駐車場内は歩車分離となっていないため、人と車の交錯もみられる。特に大型バスで多くの人が乗り降りする場合には危険が伴う。このため、歩車分離を充実させるとともに、車に対しての誘導として、行き先表示や進入禁止、一時停止表示等の案内表示を充実させ、安全で快適な駐車場となるように整備する。



[エントランスエリア駐車場]



[エントランスエリア車道]

(2) バリアフリー化への対応 [短・中期事業]

エントランスエリアにあるトイレには身障者対応のトイレがないなど、バリアフリー化がなされていない。今後は、トイレの更新に合わせバリアフリー化を図るとともに、西附属邸のバリアフリー化とあわせて、段差解消や点字ブロックの設置等のバリアフリー化を図る。



[エントランスエリアトイレ]

(3) 園地の有効活用の検討〔長期事業〕

エントランスエリアの駐車場以外の部分は、人の出入りもなく、閑散とした空間となっている。公園エリアでもあることから、地域住民が気軽に利用できるように、芝生広場等を整備する。また、地域住民との連携により、草花の植栽等を行うなど、もてなしの心を表現するエリアとする。

なお、車庫、油庫、便所については老朽化が特に著しく、倒壊等により利用者への危害が及び可能性もあるため、修復を実施する。



〔車庫〕



〔油庫・便所〕

第5項 E. 海浜エリア整備

防潮堤遊歩道からは、駿河湾を広く見渡すことができ、牛臥山や瓜島、伊豆半島を望む。指定範囲外ではあるものの、松林越しに雄大な富士山を眺望することができる。遊歩道と砂浜を隔てて擬木の柵が設置されている。また、遊歩道と旧沼津御用邸苑地は進入防止柵により隔たれている。高潮対策事業により防潮堤の嵩上工事が予定されている。本エリアの整備内容及び整備時期を以下に整理する。

[海浜エリア内における整備項目]

整備項目	整備時期
◇海岸眺望の確保	短期事業
◇海岸部進入防止柵の整備	短期事業
◇眺望景観の維持【展望台整備】	短期事業

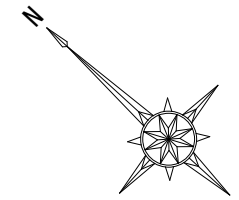
(1) 眺望景観の維持 [短期事業]

現在の旧沼津御用邸苑地側から海浜エリアを見た眺望は、樹間を通して防潮堤の進入防止柵越しに見ることとなり、一部を除いて駿河湾もほとんど見えない状況にある。海浜エリアの眺望景観は、嵩上げ工事を前提とすることから、防潮堤の高さが約 1.9m、今より高くなることになり、さらに眺望が利かなくなる。こうしたことから、新たな展望地（展望台整備）の創出などにより、嵩上げ工事に対応した新たな海浜エリアの眺望景観を創出する。また、嵩上げ工事とあわせて、現状の有刺鉄線付きの金網進入防止柵から、周辺景観に配慮するとともに見通しの良い進入防止柵を整備する。

至 沼津市街

国道414号

至 伊豆長岡



0 20 50 100m

クロマツの除間伐・補植・実生木の育成
クロマツ以外の樹木の管理方法の検討

駐車場動線の案内表示の明確化

耐震診断＋耐震化工事

茶室の修復

クロマツの除間伐・補植・実生木の育成
クロマツ以外の樹木の管理方法の検討

耐震診断＋耐震化工事

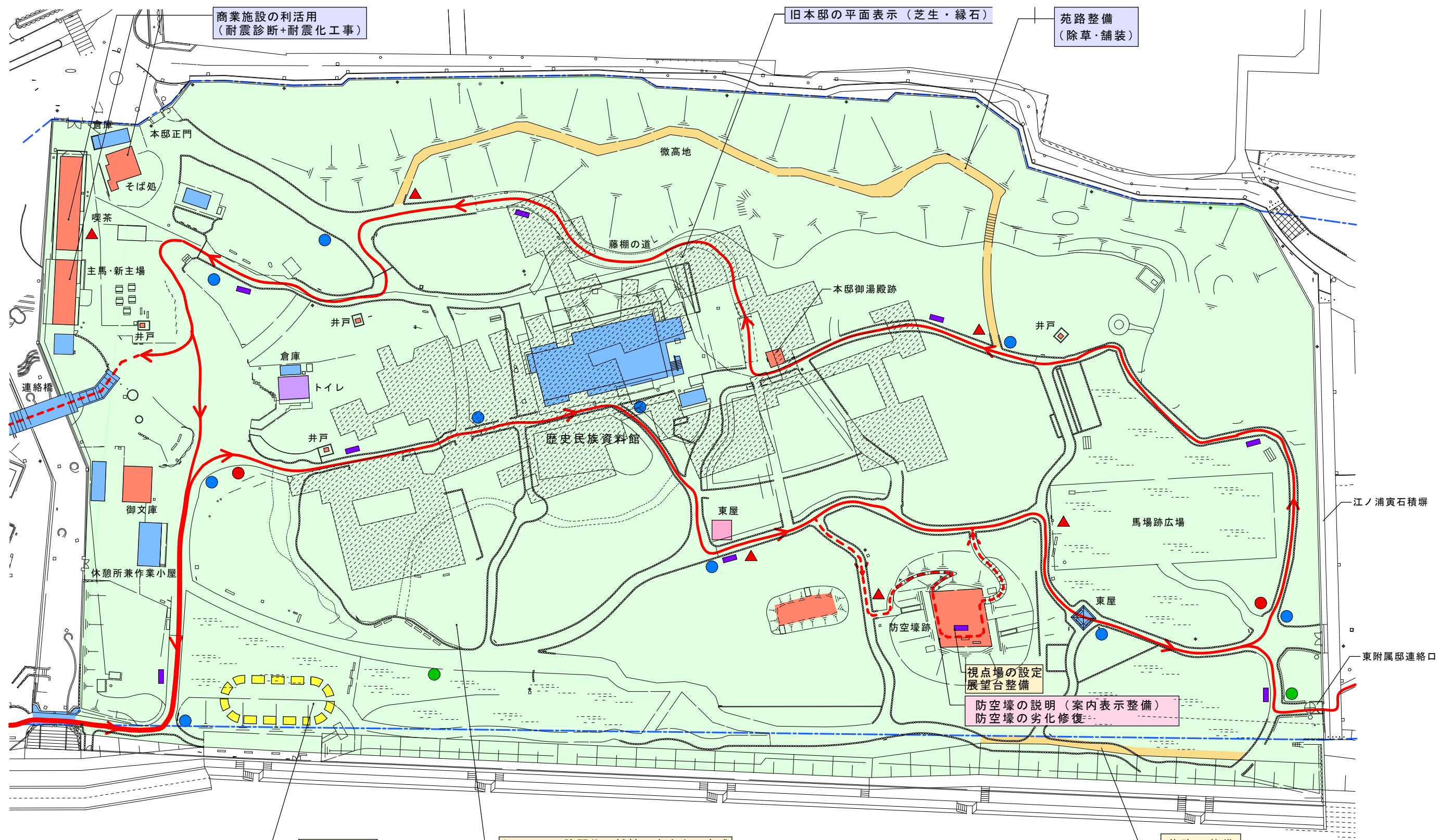
クロマツの除間伐・補植・実生木の育成
クロマツ以外の樹木の管理方法の検討

クロマツの除間伐・補植・実生木の育成
クロマツ以外の樹木の管理方法の検討

堤体のかさ上げ
(沼津土木事務所事業)

駿河湾

★ 広域観光案内板 整備	— 散策路 (徒歩+車椅子)	— 名勝指定範囲
● 苑内案内板 整備	- - 散策路 (徒歩)	■ 御用邸として整備された建造物・構造物
▲ 施設説明案内板 整備		■ 都市公園として整備された建造物
● 導標 整備		■ 旧本邸の建造物位置
● 制札 (注意書き) 整備	■ トイレ改修	■ 印内の事業 (短期)
■ ベンチ 整備	■ 東屋改修又は新設	■ 印内の事業 (中期)
		■ 印内の事業 (長期)



商業施設の利活用
(耐震診断+耐震化工事)

旧本邸の平面表示 (芝生・縁石)

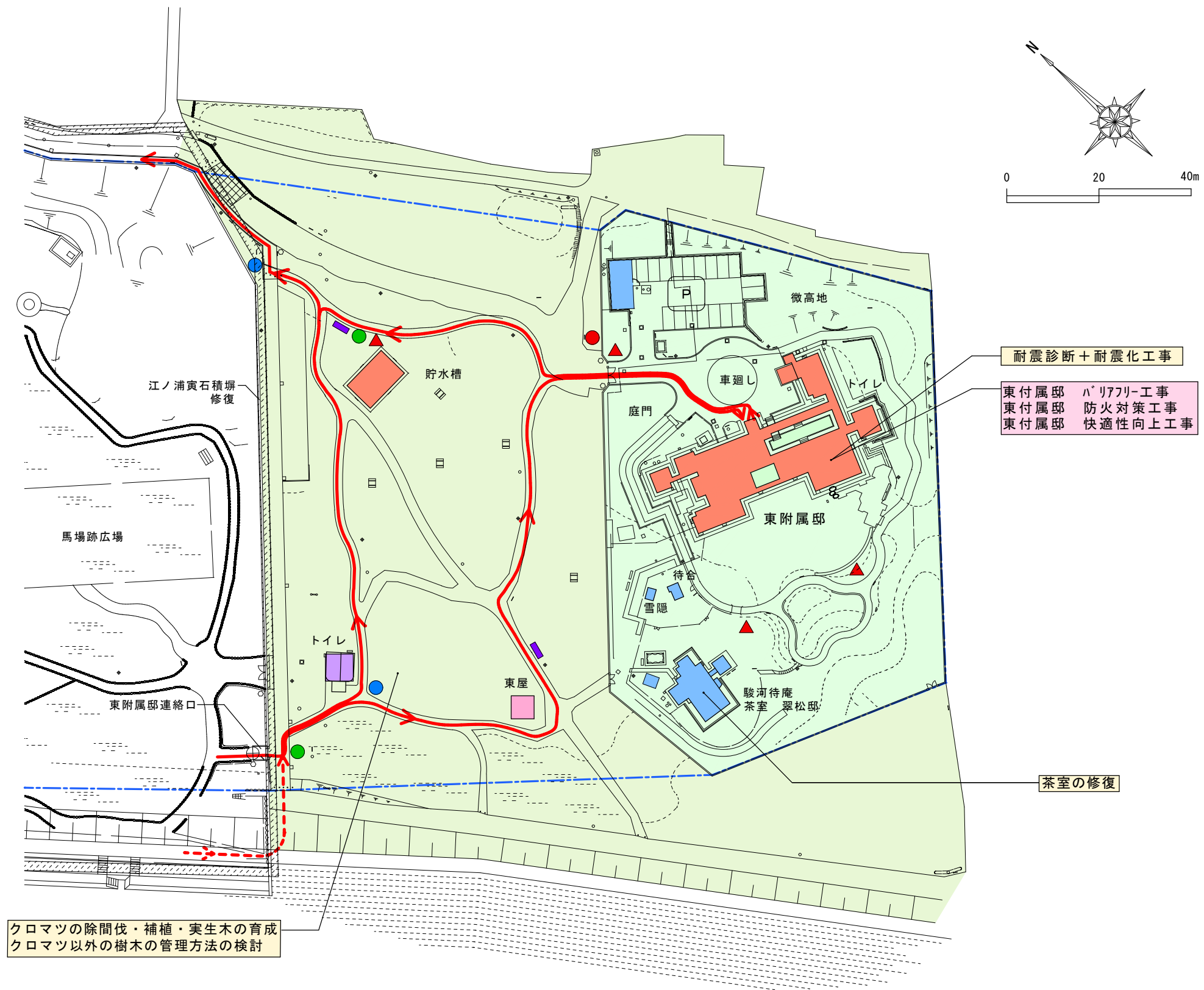
苑路整備
(除草・舗装)

展望台整備

クロマツの除間伐・補植・実生木の育成
クロマツ以外の樹木の管理方法の検討

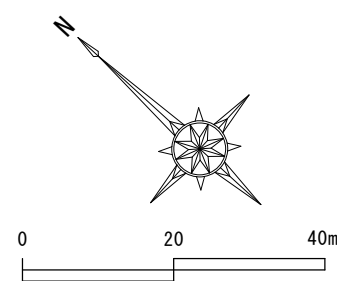
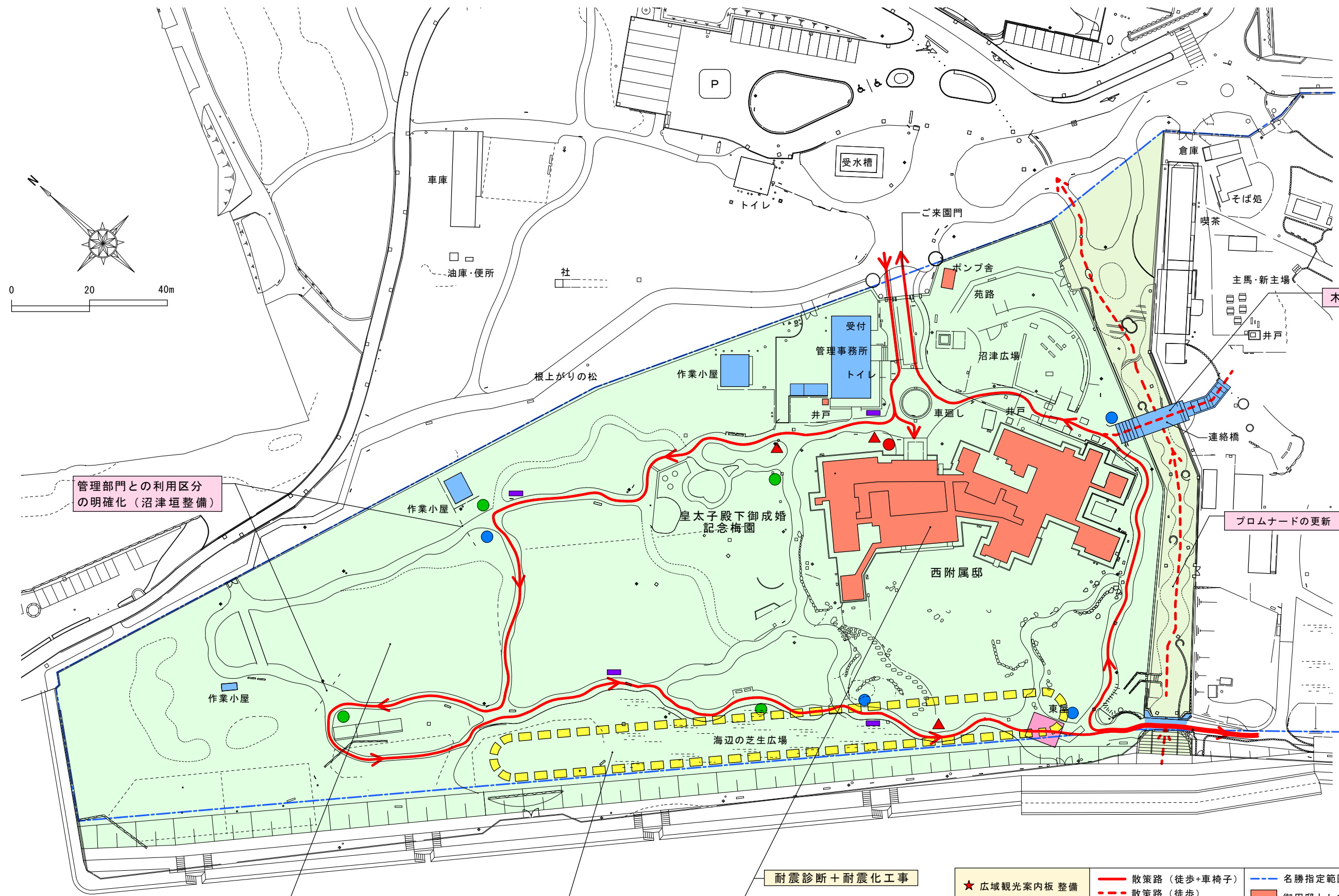
- | | | |
|----------------|----------------|----------------------|
| ★ 広域観光案内板整備 | — 散策路 (徒歩+車椅子) | --- 名勝指定範囲 |
| ● 苑内案内板整備 | - - - 散策路 (徒歩) | ■ 御用邸として整備された建造物・構造物 |
| ▲ 施設説明案内板整備 | ■ 御用邸時代の建造物の修復 | ■ 都市公園として整備された建造物 |
| ● 導標整備 | ■ トイレ改修 | ■ 旧本邸の建造物位置 |
| ● 制札 (注意書き) 整備 | ■ 東屋改修又は新設 | ■ 印内の事業 (短期) |
| ■ ベンチ整備 | | ■ 印内の事業 (中期) |
| | | ■ 印内の事業 (長期) |

0 20 40m



クロマツの除間伐・補植・実生木の育成
クロマツ以外の樹木の管理方法の検討

★ 広域観光案内板 整備	— 散策路（徒歩+車椅子）	— 名勝指定範囲
● 苑内案内板 整備	- - 散策路（徒歩）	御用邸として整備された建造物・構造物
▲ 施設説明案内板 整備	御用邸時代の建造物の修復	都市公園として整備された建造物
● 導標 整備	トイレ改修	旧本邸の建造物位置
● 制札（注意書き）整備	東屋改修又は新設	印内の事業（短期）
● ベンチ 整備		印内の事業（中期）
		印内の事業（長期）



管理部門との利用区分
の明確化（沼津垣整備）

木橋の劣化修復

プロムナードの更新

クロマツの除間伐・補植・実生木の育成
クロマツ以外の樹木の管理方法の検討

展望台整備

耐震診断＋耐震化工事

西付属邸 バリアフリー工事
西付属邸 防火対策工事
西付属邸 快適性向上工事

西付属邸 展示方法
のリニューアル

- | | | |
|--------------|----------------|----------------------|
| ★ 広域観光案内板 整備 | — 散策路（徒歩＋車椅子） | — 名勝指定範囲 |
| ● 苑内案内板 整備 | - - - 散策路（徒歩） | ■ 御用邸として整備された建造物・構造物 |
| ▲ 施設説明案内板 整備 | ■ 御用邸時代の建造物の修復 | ■ 都市公園として整備された建造物 |
| ● 導標 整備 | | ■ 旧本邸の建造物位置 |
| ● 制札（注意書き）整備 | ■ トイレ改修 | ■ 印内の事業（短期） |
| ■ ベンチ 整備 | ■ 東屋改修又は新設 | ■ 印内の事業（中期） |
| | | ■ 印内の事業（長期） |

